

西東京市 情報セキュリティ基本方針 についてお知らせします

西東京市では、本年7月に情報セキュリティポリシー（情報資産の安全性を具体的な方法で維持するための対策規程）の基本方針を決定したので、お知らせします。

この基本方針は、西東京市におけるあらゆる情報資産を保護するための基本的考えを規定しています。この基本方針を頂点にして、第2段階の共通のセキュリティ対策基準、第3段階のシステムごの実施基準を整備しました。

今後、市の情報資産の安全性を保つため、情報セキュリティポリシーの内容の充実に努めます。

文書課（☎区内線1226）

西東京市情報セキュリティ基本方針

目的

西東京市は、市民のために、福祉、環境、安全対策、教育、産業、市民参加等あらゆる生活の場面において、様々なサービスを提供しています。こうしたサービスは、中断することは許されず、継続的に行われていく必要があります。これらのサービスの基となるのは情報です。この情報は、紙文書と電子情報として厳重に管理されています。

これまで、行政サービスといえば、紙を基本として行われてきました。しかしながら、情報化の進展に伴い、電子情報の範囲が拡大しています。インターネットの普及に見られるように情報通信技術の発展は、行政サービスのあり方に大きな影響を与えています。

このようなかで、インター

ネットの利用により、情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータの機能をまひさせるコンピュータウイルス等の発生で、電子化による行政サービスが脅かされています。また、関係職員や委託業者等による意図しない操作、さらには、地震、落雷、火災等の自然災害による行政サービスの停止も危惧されます。

情報セキュリティ対策

西東京市は、これらの脅威から情報資源を守り、市民から信頼される市政を運営するため、総合的、体系的に情報セキュリティ対策を実施します。

（1）情報セキュリティ管理体制の整備
情報セキュリティの管理体制を整え、市が保有するすべ

（2）情報セキュリティ対策の規程の整備
市が保有する情報資源を不正行為（災害等）から守るため、組織的により組んで、実効性のある仕組みを整備します。

（3）情報セキュリティ対策の周知および教育
情報セキュリティ対策の重要性を市の職員に周知するため、教育および研修を行います。

（4）情報セキュリティ対策の評価および見直し
情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に監査し、その実効性を評価します。また、必要に応じて情報セキュリティ対策を見直し

情報セキュリティ対策の体系 （西東京市情報セキュリティポリシー）

西東京市情報セキュリティ基本方針

西東京市のセキュリティに対する理念および考え方を規定します。

西東京市情報セキュリティ対策基準

基本方針を具体的に実現するため、事務処理および各情報処理システム共通のセキュリティ対策を規定します。

西東京市情報セキュリティ実施基準

情報セキュリティ対策基準に基づき、事務処理および情報処理システムごとの具体的な情報セキュリティ対策を規定します。

（5）法令の遵守
情報セキュリティ関連法令を守り、行政機関としての責任を果たします。

西東京市における情報セキュリティ対策の体系

西東京市のさまざまな情報資源を守るため、西東京市情報セキュリティ基本方針、「西東京市情報セキュリティ対策基準」、「西東京市情報セキュリティ実施基準」の規程により体系的にセキュリティ対策を実施します（左図参照）。

これらを総称して、「西東京市情報セキュリティポリシー」といいます。

職員等の義務

西東京市の情報資源に関する業務に携わるすべての職員および外部受託者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって西東京市情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負います。

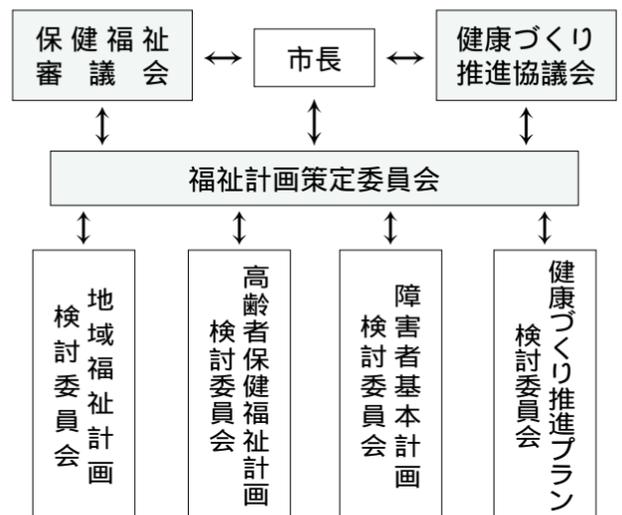
各種福祉計画を作ります

市では、福祉計画策定委員会と各種福祉計画検討委員会（公募市民・学識経験者・各種福祉団体・ボランティア団体・NPO等による組織）を設置し、各種福祉計画の策定作業を進めています。

これらの計画の概要と位置づけ、策定・検討組織についてお知らせします。

また、市民の皆さんのご意見を計画に反映させるために、地域での懇談会、フォーラム、市民説明会等さまざまな市民参加の機会を設けたいと思っています。計画づくりに参加して、市民の皆さんと市の協働で各種福祉計画を作らしましょう。

各組織の位置づけ



このほか、介護保険事業計画運営協議会、子ども福祉審議会、子育て支援計画策定委員会が設置されています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画は、高齢者の保健福祉施策全般について、介護保険制度以外の一般施策を含めて、幅広く対象として策定する計画です。

介護保険事業計画は、国の「基本指針」に即して、介護保険サービスの確保や円滑な提供等について市町村（保険者）ごとに定めるもので、各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの量を見込み、その確保のための方策等介護保険制度の円滑な実施に必要な事項を定めます。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画とは、介護保険の給付対象となる介護サービスに關しては共通する部分があり、連携して事業を行うなど密接に關連することから、一体的に整備することが好ましいとされています。このため西東京市では、相互に連携をとりながら、今年度中に両計画を策定します。



高齢福祉課（☎区内線2333）
介護保険課（☎区内線2321）

地域福祉計画

誰もが住み慣れた地域の中で、質の高いサービスを利用しながら、自分らしい生き方を実現できるように、利用者が適切にサービスを利用できるように、良質なサービスを提供するための事項、住民参加による地域福祉の活動を進めるための事項等を地域福祉の主体である地域住民やサービス提供者、NPO等の参加を得て策定します。

保健福祉総合調整課（☎区内線2313）

健康づくり推進プラン

現在、我が国は世界有数の長寿国になっています。こうした状況の中で、本計画は平均寿命ではなく健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸を図ることを重視し、健康は守るという発想を転換し、「健康はつくるもの」という視点に立ち、目標となる指針を具体化させるため、行政にとどまらない関係者・市民の参加、協力を得て、一人ひとりの健康づくりのための計画を策定します。

健康推進課（☎区内線2361）

障害者基本計画

障害のある市民が地域の中で安心して豊かに暮らせるために、個々のパーソナリティに応じた生活支援、支援費制度を踏まえた施策・施設の整備、生きがいづくり等の事項について、具体的な実効性のある障害者福祉の総合的な計画を市民とともに検討し、市の総合計画や地域福祉計画と調和を図りつつ、策定します。

障害福祉課（☎区内線2347）

子育て支援計画

子ども福祉審議会から示された4つの基本理念「子どもの権利の実現」、「すべての子どもと親への支援」、「男女共同の子育て」、「循環型の子育て」をもとに、子どもの目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、仲間の中で自ら育とうとする子どもを大切にしながら、すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達を保障し子育て支援の推進を基本に考えて計画を策定します。

子育て支援課（☎区内線1521）